



2025 年 5 月 23 日(金)

小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

資本金等の額減少で均等割節税

法人住民税の均等割

法人道府県民税の均等割税は資本金等の額の 5 区分、法人市町村民税の均等割税は資本金等の額の 5 区分と従業員の数の 2 区分とによって決められています。所得の有無に関係なく、赤字でも負担しなければなりません。資本金等の額 1000 万円以下、従業員数 50 人以下の分類区分が税負担の最少区分です。

減資で均等割節税への試み

ところで、この税負担の軽減を企図して資本金の減少手続きをする場合があります。でも、資本金を減らしただけでは均等割税の軽減はできません。減資資本金は資本剰余金の額に振り替わるだけで、資本金等の額の総額に影響しないからです。

資本金等の額は税法上の概念で、株式発行や組織再編で受け入れた出資額の内、資本金とした金額とそれ以外のお金の合計とされており、会計上の「資本金+資本剰余金」に近い概念です。

資本金等の額の減少への税の抵抗

なお、資本金等の額を実際に減らそうとして有償減資や資本剰余金の配当をしたとしても、資本金等の額が直ちに減少するとは限りません。税務的には、「資本金等の額 × 資本剰余金減少額 ÷ 簿価純資産額 = 減少

資本金等の額」の算式で計算されることになっているからで、簿価純資産の中に利益剰余金がある限り資本剰余金の減少を直ちに資本金等の額の減少にすることはできません。

例えば、資本金 2000 万円、資本剰余金 0 円 利益剰余金 1000 万円の会社が資本金等の額を 1000 万円にするには、有償減資 1500 万円しなければなりません。そうすると、資本金等の額 1000 万円(うち資本金 500 万円)、利益積立金 500 万円となります。

税の抵抗を受けない方法

しかし、資本剰余金の減少を直ちに資本金等の額の減少にする方法があります。自己株式の取得です。自己株式の取得は税法上は資本金等の額を減少する行為とされているからです。

でも、「資本金+資本剰余金」が資本金等の額を超えていたら法人住民税均等割の税率区分の基準は資本金等の額ではなく「資本金+資本剰余金」の額とする(平成 27 年以後)とされているので、自己株式の取得だけでなく、「資本金+資本剰余金」と自己株式を相殺して消却処理をするというもう一つの手間が必要になります。



自己株式の取得
消却ではみなし
配当なし